

見る 読む つながる

広報まつぶし

2022

10

OCTOBER  
No.641

# MATSUBUSHI



Bリーグ新シーズン開幕! 頑張れ! 越谷アルファーズ!

# 松伏ふるさとカレー販売会

問合せ 環境経済課 商工担当 ☎991-1854

10月1日からの「松伏ふるさとカレースタンプラリー2022」開催に合わせて、松伏ふるさとカレー販売会を実施します。会場で購入した商品は、その場でスタンプを押印するので、スタンプが5個以上集まれば3等に、8個以上集まれば2等に応募できます。この機会にスタンプをたくさん集めよう！！

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により中止となる場合は、町ホームページ等でお知らせします。

日時

**10月1日(土)**  
**11:00~14:00**

売り切れ次第終了  
(雨天時は2日(日)に開催)

場所

**まつぶし緑の丘公園**

※発熱等の症状がある場合は、  
ご来場の自粛をお願いします。



どのカレー商品に  
なされますか？



AKB48 チーム8  
埼玉県代表 高橋彩音



## MENU

限定価格!!

- ① プードル洋菓子店「カレーマフィン」 210円
- ② パティスリーシャンマロニエ「カレーチーズタルト」 280円
- ③ ブランジェ・アプル「とろけるチーズカレーミニブレッド」 280円
- ④ ホームベーカリーチャコス「スティックカレー」 190円
- ⑤ 満てん餃子「カレーチーズ餃子」(冷凍販売) 830円
- ⑥ 鳥久「チキンナゲット カレー味」 220円
- ⑦ 気まぐれザインザ松伏 MACHIBUSE  
「馬肉入りクリームカレー春巻き」 490円
- ⑧ 気まぐれザインザ松伏 Inaccessible Land  
「Horse meat ギザ (カレー ver)」 400円
- ⑨ なごみ処 築和「焼きめし 黄」 340円

販売会限定のハーフサイズで提供!!

※販売商品及び販売価格は変更となる場合があります。  
※数量は商品により異なります。 ※⑧⑨の写真は普通サイズのもので。

# 備えて

# 減災

～いざという時のために～

問合せ  
総務課 庶務防災担当 ☎991-1895

“減災”とは、自然災害による被害を最小限に抑えるために備える事前対策です。

埼玉県では、特に水災害による被害が甚大なものとなっています。水災害は、台風や大雨などによる、道路等の冠水を引き起こす「内水氾濫」や川の水量が増すことによる河川の氾濫や堤防の決壊などの「外水氾濫」が挙げられます。

自然災害は突然やってきます。ご自身、ご家族、地域の皆さんで、しっかり備えましょう！

## 今すぐできる7つの備え

**共通:** 台風や地震、洪水などの自然災害に対する減災

**地震:** 地震に対する減災

①自助、共助 (共通)	自助：自分の身は自分で守る。 共助：地域や身近にいるとうしが助け合う。
②地域の危険を知る (共通)	地震・洪水ハザードマップを確認し、被害の想定を事前に把握しましょう。
③地震に強い家 (地震)	自分の住む家の耐震性に不安がある場合、耐震診断を受けましょう。
④家具の固定 (地震)	背の高い家具、重い家電などは固定しましょう。
⑤日ごろからの備え (共通)	外出時に持っていくもの、自宅に用意しておくものを準備しましょう。
⑥家族で防災会議 (共通)	家庭内で災害時の連絡方法や避難する場所を確認しておきましょう。
⑦地域とのつながり (共通)	挨拶をするなど、近所づきあいを大切に。

参考：内閣府  
減災のてびき～今からできる7つの備え～



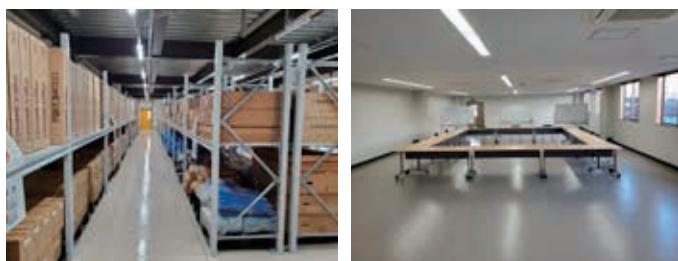
▲内閣府



▲松伏町地震洪水ハザードマップ



## 松伏町防災備蓄センター 完成!(役場北側)



鉄骨2階建て、延床面積約600㎡で、1階は防災備蓄品や資機材を保管するための倉庫、2階は災害対策本部機能の代替となる会議室を整備しています。

これにより、防災備蓄品を一元管理でき、災害時に円滑な資機材の搬出が可能になりました。



## 2022年は、利根川決潰 カスリーン台風から75年 ～利根川のリスクを忘れない～

カスリーン台風は、昭和22年9月に関東・東北地方に多くの被害をもたらしました。

松伏町内でも家屋の倒壊・流出11棟、浸水家屋1,341棟(全戸数1,533棟)、死者1人の被害がありました。



▲軒下まで水没した家屋(大川戸地区)



▲利根川上流河川事務所ホームページ

令和3年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算が令和4年9月松伏町議会定例会で認定されました。

主な事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止事業として、町内の公共施設や教育関連施設等に消毒液やパーテーション等を提供したほか、トイレの洋式化及び洗面設備の自動水栓化を進めました。また、町民への集団及び個別のワクチン接種を行いました。経済的支援として子育て世帯臨時特別給付金等の給付事業を行ったほか、中小企業や農業者への支援金等の交付、中小企業等応援クーポン事業を実施しました。また、町へ転入しやすい環境づくりや転出抑制を図るため「結婚新生活支援事業」を開始するとともに、子ども虐待の未然防止として相談業務強化のための「子ども家庭総合支援拠点」の整備を進めました。生活環境関連につきましては中間処理場整備工事や災害対策本部機能を有する「松伏町防災備蓄センター」の建設を進めるなど、選択と集中を徹底しながら、「松伏町第5次総合振興計画」に基づき各事業を実施しました。

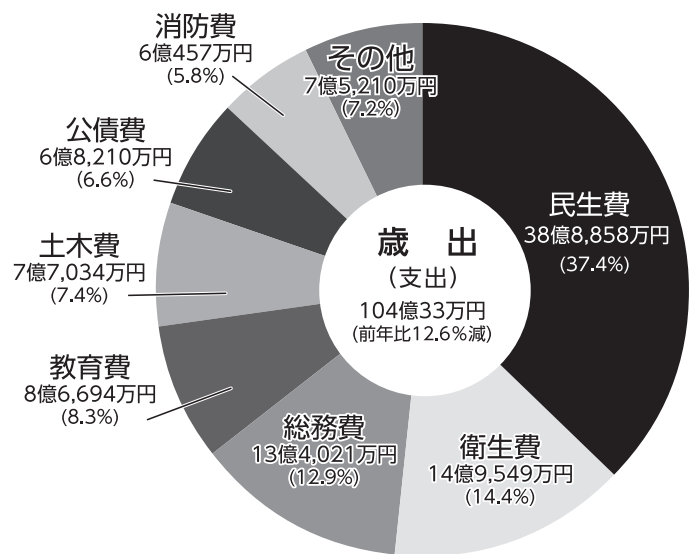
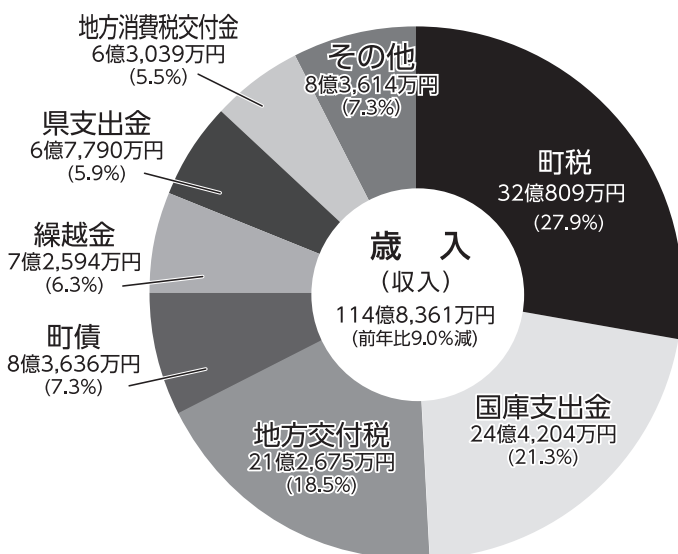
なお、歳入と歳出の差額9億8,674万円については、翌年度へ繰越されます。

		歳 入	歳 出
一般会計		114億8,361万円	104億 33万円
特別会計	国民健康保険	34億4,456万円	32億8,642万円
	農業集落排水事業	899万円	832万円
	介護保険	21億2,723万円	20億5,683万円
	後期高齢者医療	3億5,307万円	3億5,181万円
	合 計	59億3,385万円	57億 338万円

企業会計		収益的収支	資本的収支
下水道事業	収入	5億4,137万円	1億1,898万円
	支出	5億1,675万円	2億7,928万円

収益的収支…運営費や維持管理費に要する経費や財源  
資本的収支…建設および企業債償還に要する経費や財源

## 一般会計歳入歳出の内訳



### 【歳入】

- 町 税 = 町民税(個人、法人)、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税
- 国県支出金 = 国や県が使い道を指定して交付する負担金や補助金など
- 地方交付税 = どの市町村でも同じ水準の行政サービスが受けられるように、財源を補うため国から市町村に交付されるもの
- 町 債 = 道路などの公共施設を作るため国や銀行からの借入金
- 地方消費税交付金 = 国が消費税の一部を地方に交付するもの
- その他 = 諸収入(学校給食徴収金や県営公園指定管理料収入など)、分担金及び負担金(保育料など)など

### 【歳出】

- 民生費 = 子育て支援、保育所運営、障がい者や高齢者福祉サービスなどの経費
- 衛生費 = 健康増進、疾病予防、環境保全、清掃費などの経費
- 総務費 = 庁舎や財産の維持管理、税金の徴収、戸籍管理、選挙、統計などの経費
- 教育費 = 小中学校や公民館などの運営、維持管理などの経費
- 土木費 = 道路の建設や維持管理、都市計画などの経費
- 公債費 = 過去に借り入れた借入金の償還金
- 消防費 = 消防組合の負担金、防災などの経費
- その他 = 農林水産業費、議会費、商工費など

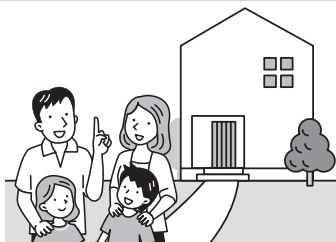
<参考>町民一人当たりに換算すると…。



## 町民一人当たりが負担した町税

112,758円

- 町民税 55,938円
- 固定資産税 46,991円
- 軽自動車税 2,805円
- 町たばこ税 7,024円



人口/28,451人(令和4年3月31日現在)

## 町民一人当たりに使われたお金

365,552円

- 議会費 3,740円
- 民生費 136,676円
- 農林水産業費 7,013円
- 土木費 27,076円
- 教育費 30,471円
- 諸支出金 10,545円
- 総務費 47,106円
- 衛生費 52,564円
- 商工費 5,137円
- 消防費 21,249円
- 公債費 23,975円

## 主な事業は 次のとおりです。



### 子育て支援

～未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり～

- 教育・保育給付費等給付事業 5億1,230万円
- 子育て世帯等臨時特別支援事業 3億8,727万円
- 児童手当給付事業 3億8,634万円

### 健康・福祉・社会保障

～健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり～

- 障害福祉サービス支援事業 7億1,972万円
- 住民税非課税世帯等臨時特別支援事業 1億7,123万円
- 新型コロナウイルスワクチン接種対策事業 1億 823万円

### 人権・男女共同・地域コミュニティ

～町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり～

- 公民館管理運営事業 5,637万円
- 体育施設設備管理事業 1,298万円
- 多世代交流学習館管理運営事業 1,003万円

### 産業振興

～活気あふれるにぎわいのまちづくり～

- 商工業活性化事業 1億2,154万円
- 農業基盤整備事業 6,352万円
- 農業用排水路維持管理事業 4,845万円

### 生活基盤整備

～利便性の高い快適空間のまちづくり～

- 町道拡幅整備事業 1億4,502万円
- 町道維持管理事業 7,156万円
- 都市公園等維持管理事業 2,499万円

### 生活環境の充実

～安全・安心な暮らしのできるまちづくり～

- 中間処理場管理運営費 6億6,815万円
- 可燃ごみ・し尿処理事業 2億2,457万円
- 不燃ごみ処理事業 3,044万円

### 行財政運営の充実

～効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり～

- 総合情報ネットワーク整備事業 7,656万円
- 庁舎管理事業 4,663万円
- 戸籍等交付サービス事業 3,550万円

## 健全化判断比率

(単位:%)

令和3年度決算を基に算定した数値は右表のとおりです。いずれも早期健全化基準及び財政再生基準以下となりました。

※実質赤字額及び連結実質赤字額は発生していないため、数値は算定されません。

※健全化判断比率①から④のいずれかが早期健全化判断基準以上となった場合は、自主的に財政の健全化を図るため、「財政健全化計画」を策定する必要があります。

※健全化判断比率①から③のいずれかが財政再生基準以上となった場合は、国の関与を受けながら財政の再生を図るため、「財政再生計画」を策定する必要があります。

	松伏町の 数値	早期健全化基準 (松伏町の場合)	財政再生 基準
①実質赤字比率	—	14.28	20.00
②連結実質赤字比率	—	19.28	30.00
③実質公債費比率	5.9	25.0	35.0
④将来負担比率	8.8	350.0	

## 松伏町みんなで応援商品券を送付します!(共通券4枚、中小店舗券6枚)

問合せ 環境経済課 商工担当 ☎991-1854 いきいき福祉課 社会福祉担当 ☎991-1874(住民税均等割)

コロナ禍における新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内事業者を応援するとともに、物価高騰の影響を受けた町民の皆さんの生活の支援を目的に「松伏町みんなで応援商品券」を10月1日時点で住民登録のある全世帯に簡易書留で送付します。

また、給与収入者であって住民税均等割のみ課税者にも同様の商品券を送付します。

### 【内容】

5,000円分(500円×10枚)

### 【交付日】

10月下旬を予定



【商品券利用期間】 交付日～令和4年12月31日(土)

【利用可能店舗】 松伏町みんなで応援商品券登録店舗110店舗以上(商品券と一緒に、利用できる店舗一覧を送付します。)

## 10月から「子ども医療費受給資格証」が埼玉県内全域で使えます

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

令和4年10月診療分から、「子ども医療費受給資格証」(以下、受給証)の窓口払い廃止の対象地域を「松伏町内」から「埼玉県内」の実施機関に拡大します。そのため、県内の保険医療機関であれば原則窓口負担が無くなります。

### 【対象となる児童】

子ども医療費受給資格をお持ちの児童(中学3年生までの児童)

ただし、次のものは現金窓口払いとなります。

- ▶保険証、受給証を忘れた場合
- ▶町外の柔道整復鍼灸(整骨院等)※町内は今までどおり。
- ▶治療用装具
- ▶1医療機関での同月内の累計自己負担額が21,000円以上→月の途中で上限を超えた場合は、同月の初診に遡って窓口払いが発生。

【令和4年10月1日以降の受給証】新しい受給証は9月末までに送付しています。お手続きは不要です。

★これら現金窓口払いは後日、すこやか子育て課窓口にご請求ください。

### 【注意事項】

10月1日以降も、受給証が利用できない医療機関が一部あります。当該医療機関については窓口払いが発生するため、これまでと同様に後日役場での精算が必要になります。

※ひとり親家庭等医療費については、令和5年1月から実施予定です。詳細はお問い合わせください。

## 10月1日からオミクロンワクチンの接種を開始します

問合せ 保健センター ☎992-3170

オミクロン株対応ワクチンは、従来株とオミクロン株(BA.1)の2価ワクチンとなります。

- 対象者 1・2回目接種を終えた12歳以上の方
- 接種回数 前回の従来株ワクチン接種から現時点では5か月以上あけて1回接種
- 接種券 以前配布した接種券(3回目・4回目)を使用。その他の方は順次送付 ※下の表は現時点のものです。
- その他 接種券を紛失した方は、予約相談窓口(☎0570-001-503)、電子申請又はFAX(048-991-2878)にて氏名、生年月日、電話番号をお知らせください。 ※お手元に届くまで2週間程度かかります。



電子申請

従来株ワクチン 接種回数	年齢	前回接種時期			
		令和4年4月以前	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月
2回	12歳以上※1	送付済	10月頃送付	11月頃送付	12月頃送付
3回	60歳以上				
	60歳未満	順次送付	順次送付		
4回	60歳以上				
	基礎疾患等※2				

※1 今年度12歳の誕生日を迎える方は、誕生月以降に順次接種券を送付します。

※2 基礎疾患のある方、医療従事者、高齢者施設等従事者等

# 幼稚園・保育所(園)・認定こども園 令和5年度入所申請について

問合せ  
すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当  
☎991-1876

※施設によって申請方法・日付等が異なりますのでご注意ください。  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定を大幅に変更する場合があります。予めご了承ください。

## 【幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)】

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。  
入園をご希望の方は、各園までお問い合わせください。

■入園願書配布日/10月15日(土)から

■入園受付日/11月1日(火)

たから幼稚園 ☎991-2828  
認定こども園こどものもり ☎993-0580  
認定こども園みどりの丘こども園 ☎991-2277



## 【保育所(園)・認定こども園(保育所部分)】

就労などの理由で家庭での保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。入所をご希望の方は、すこやか子育て課までお問い合わせください。

■申込書配布/11月1日(火)から、すこやか子育て課又は保育所(園)・認定こども園で配布

■入所受付日/ ①書類受付期間 令和5年1月13日(金)9:00~14:00、14日(土)9:00~12:00  
②面接期間 令和5年1月16日(月)~20日(金)のうち指定された日時  
※詳細については、広報11月号でご案内します。

■町外の保育所(園)の入所申込/別途手続きが必要ですので、10月5日(水)までに、すこやか子育て課にお越しください。

# 児童手当制度の一部変更について (大切なお知らせです。必ずご確認ください)

問合せ  
すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当  
☎991-1876

令和4年10月支給分から特例給付支給の所得上限額が設けられ、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、受給資格を喪失し児童手当等は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなった後に所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

※児童を養育している方の所得が、下記表の①(所得制限限度額)未満の場合、児童手当を、所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

扶養親族等の数 (※カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額目安 (万円)
0人(前年末に児童が生まれていない場合)	622	833.3	858	1,071
1人(児童1人の場合)	660	875.6	896	1,124
2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合)	698	917.8	934	1,162
3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合)	736	960	972	1,200
4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合)	774	1,002	1,010	1,238
5人(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合)	812	1,040	1,048	1,276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(以下、「扶養親族等」)。里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持した方の数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の方に限ります。))又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみでの計算であくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。